

國家の保護を受くる操の實體は？

文樂座の検討と保護問題とにつきて、意見を徴せらるゝに當り、まづ第二の問題から論じようと思ふ。

將來の文樂座を如何にして發展向上させるべきか

と言ふ「人形芝居」編輯者の課問であるが、私をして言はしむれば、「將來の文樂座を如何にして保存すべきか」といふが適切な言現はし方であらう。爰にいふ「文樂座」とは「操り」といふを、代名詞「文樂座」と用ひたにすぎない事、問者も答者も同じ用途である。

即ちこの問題は、私はこの十數年論じ盡し書き盡したほど秃筆を驅使したから、爰では私の言ふ趣旨綱要だけを一つ書きにしておく。

一、今日の操りは、發達の極度に到つたもので、この形式この音律、この節廻はしては、この上の發達の餘地がない。あるものは「反復」からの結果の「鍛鍊」だけだ。

二、その上、社會一般の音樂的趣味好尙が、今日の操 淨るりが持つ旋律のソレとは、根本的に違ふ。

三、操の一面は「音樂」であるから、操が生存すべき社會の音樂的好尚に基礎をおかない音樂の存立は古典としての愛好者にしか、受入れられないのが當然である。

四、この意味からして壽命の盡きた「操」に起死回生の術があるべきでない。——即ち操に今後の發展はない。延長である。

五、將來にあるものは、今日までの操の純正な姿を、能ふべきだけそのままに保存する外、道は斷じてない。保存に値せないものなら捨てゝおけ。

六、將來に「發展向上」があると假定する者は、(一)「淨るり内容の時代の適應」(二)「三味線の手の單純化」(三)「節詞の平板化」を主張する。

七、内容は掩いて問はない。節、詞、三味線の單純化は、今日の操の破壊乃至、變革である。

八、さういふ意味の新しい操——人形淨るりを考案、創始するならば、御勝手だ。論者の御意のまゝだ。が、然しそれはともかく現今の文樂座の從業の藝人の試むる事業でない。現在の文樂座操に携はる藝人は、實際において操の保存ししか役立つものではない。

九、その實例は、「爆彈三勇士」のあの人形、その三味線、あの節、詞の拙劣及び淨るりの持つ味ひと内容との時代錯誤が、生きたその一つの證據である。

十、新しい人形浄るりの創設を企圖して、一方完成された古典藝をむぎ／＼捨つるに及ぶまい。
十一、かういつた建前からして、私は「將來の發展向上」を策する事、その事が古典の冒瀆だと切言する。

十二、保存の道を講じて、進むうちに一個の天才が出現するならば問題を超越して、「操」の革命？、發展？を遂行するであらう。それは丁度、古浄るりの末に當流義太夫が出たが如く、義太夫の歿後に政太夫が出現したやうなものだ。——が、その天才を作り捏ち上げようとするのは宇宙の攝理に對する冒瀆だ。また捏ち上げ、作り上げた天才で、何が出来るか。鏝が知れてゐる。それよりも天才が生るゝには生るゝだけの「温床」を拵へておけばよろしい。私のいふ「温床」とは何んぞや。現在の操を出来るだけ、及ぶべきだけ完全に保存する事だ。

x

この保存の道は、どうするかといふ問題が自ら第一問の國家保護問題に繋がつて行く。乃ち第一問について、私の意見を開陳しよう。

私は、今日までの議會における文樂座保護問題を、新聞で承知しただけの知識で判斷すると、無意義な事だと考へる。痴人白晝夢を説くものだと思つたい。建議案を委員會が採擇して通過したのは現實の一事實だが、次に來るべき問題は、補助金の問題だ。が、然し今日まで建議案は通過したが、實行に及ばない採擇建議案の末路の例は澤山ある。「古典藝術」として國家が保護せねばならぬ。——保護すべしだ。——といふ尤もな主張で何人も反對せぬところである事明かだ。だから採擇された。建議案に提出者と贊成者の調印がズラリと並ぶといふ形式の整ふ事は當然の事だが、採擇された建議案に實が結びねば畫ける餅だ。然しそれは將來の事であり、實行の問題だ。成るとも成らぬとも、私は斷言はしないが茲に私に、別に二つの疑問が起る。

(イ) 一體、國家が保護するといふ實體は何？「古典藝術」として國家が保護しようとするに異論はない。保存に値する「操り」を、立派な「古典藝術」として國家がこれに保護の法途を講せんとといふ當然の事だ。が、保護さるゝ實體は「操」といふ藝術であつて、營利會社が營利の對象として喰ひ荒してゐる「文樂座」では斷じてない。この保護さるべき實體をハッキリと區別してかゝらぬとんでもない事になる。私は第二問に際して「操」の代名詞として「文樂座」を許容したが、保護さるべき實體として「代人」は許すべきではあるまい。乃至「文樂座」ソノモノが、眞に營利を離れて國家

的事業に取扱つた時にこそ、保護さるべき「操」と「文樂座」とは合して一體となるのだ。今日の文樂座はさうでない。營利會社の一個の喰ひ物にしか過ぎない。營利會社の資本の個體に過ぎないものを、國家が保護すべき筋合があるだらうか。第一の疑問はこれだ。

斯の如く保護さるべき實體に疑問があり、不純なる被保護者であるがために、この問題が議會を通過したといふや、東京の因會なる團體が俺の方も、保護して貰らう。分け前に預からうとんだ斧九太夫が飛出して、口利く人を介して、建議案提出代議士に會見したと云ふ事だ。——お笑ひ草だ。雨が降れば表の溝板が流れようといふ場末の九尺二間住ひの古典藝術家が、デン／＼とやつてると保護されるといふ理窟も、「今の文樂座」が保護さるゝならば、あながち笑へないでその言分だけは立つだらうぢやないか。——私共は豊後節です、一中です、河東です、蘭八です、といふ建議案が採擇さるゝと、さぞや文質彬彬聖代の代議政體の名に背くまいテ。といふ事になる。眞に淨り道を憂ふるものゝ憂はこれだ。「國家の保護」といふ美名の許に補助金をせしめようといふ量見は、三下野郎の魂性であり、河原乞食の常習だ。まづ保護さるべき實體を保護されて恥かしくないものにしる。「人形淨りりの保存」はまづ、この覺悟から出發せねばならぬ。

これが私の疑問の第一で、言はゞ實行上の實際問題だ。もう一つ藝術上の問題として、今度の文

樂座の國家の保護に對して私に第二の疑問がある。

(ロ) それは、新聞に傳ふるところによると、文樂座の保護問題は、文部省の管轄で、鳩山文部大臣が口を利いて「思想善導」などを云々されてゐるやうに仄聞する。こゝに私の疑問がある。文部省の管轄として保存するといふならば、所管大臣が謂ふ「思想善導」といふ一點に目安が置かるゝらしく察する。私は、藝術は、今日謂ふところの「思想善導」の具ではないと承知してゐる。崇高な藝術が、「思想善導」であり得る事は事實でもあらうが、それは藝術の使命ぢやない。副作用だ。まして封建制度の道德を骨子とした、高が淨るり作者の勸導主義的の淨るり内容が、淵源遠く且つ深い現代思想の「善導」に資しようなどは、迂遠極まる話であると共に、そんな意味で保護さるゝ事は「操」の恥辱だとさへ、私は思ふ。何故ならば、保護さるべきは、操の花であつて、内容ではないからだ。淨るりの内容を保護する趣旨ならば見當違だ。間違つた保護は迷惑千萬である。

文樂座で、嘗て中等學校の女學生のマチネをして「千代萩」の政岡忠義の段を語つた大夫が、女學生が皆泣いてゐた、政岡の忠義に感じたのですと得意になつて話された時に、その藝人の稚氣を、私は愛したが、「思想善導」の具として、文樂の操を保護しようといふ建議案には、私は稚氣を愛してのみはゐられない。人形淨るりといふ藝術の拭ふべからざる恥辱だと叫びたい。こんな汚點

を残したくない。

理窟はなんとでもいゝ、何で保護されようとも「錢さへ貰らへばえゝやないか」といふらしい當事者に對しては、再び言ひたい、三下野郎の魂性はよせ。河原者の常習から脱せよと勸める。——が、或は、案外「思想善導」と言はるゝのが嬉しいといふ稚氣愛すべき手合が多いのだから、全く實以て手が付けられない。——世の末だよ。が、人形淨るりを眞に愛すればこそ、憎くまれ口も利く——身の因果だネ。(昭和八年四月九日)